



発行／日本共産党

那珂市議会議員

花島 進

TEL/FAX 029-295-3955

携帯電話 080-6810-3955

住 所：額田北郷 910-4



議会報告 3 月議会—6 月議会

3 月議会：

3 月議会は、花島にとっては、初議会でした。那珂市政のいろいろについて、知らないことが多いので、一般質問では、自分の理解を進めるための質問が多くなりました。以下の 10 項目を聞きました。

- 1、下水道の整備、下水排水処理の改善計画の現状について：
- 2、道路などについて：
- 3、周辺地域の活性化、分散型居住の推進について：
- 4、育児支援、教育、教育環境について：
- 5、国民健康保険税について：
- 6、那珂市高齢者保健福祉計画について：
- 7、那珂市の職員の処遇について：
- 8、額田地区にかかわる新規計画について：
- 9、常設の住民投票条例について：
- 10、平和事業について

議案については、「TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願」に、賛成しました。これは、他の議員諸氏が全員反対し、花島のみの賛成でした。

下水道、排水などの整備について：

広域下水道は効率が悪い。おおもとから見直すべき時期に来ているのでは-----

那珂市の下水処理は、3 つの方式を地域ごとに選択することになっています。広域下水道によるもの、戸別の合併浄化槽によるもの、そして農業

議案第 22 号、那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例 に反対しました。

6 月議会：

一般質問では、以下の 3 項目について質問しました。

- 1、日本原電、東海第 2 原子力発電所の運転再開等に関して：
- 2、臨時職員の処遇について：
- 3、低所得者対象の就学援助制度の実施状況に関して：

議案質疑では、議案第 64 号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について に対し、意見をのべ、市長の考えを聞きました。

産業建設常任委員会の中の案件では、市街化調整区域での住宅などの建設の規制を緩和する「区域指定」の案が報告されています。

以下、課題ごとに記述します。

かなか進みません。これまでの計画通りに広域下水道建設を進めるべきか考え直すべきだと思います。

3 月議会では、一般質問で、過去 10 年間に広域下水道の建設にいくら使い、どれだけの人が利用するようになったか、また合併浄化槽への補助、排水路や地質データの把握状況を聞きました。

市の説明： -----

下水道の設備投資は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間で、約 63 億 3,000 万円の整備事業費により、約 336 ヘクタール整備され、4,700 人が供用開始となった。

合併浄化槽の補助等につきましては、平成 17 年度からの 10 年間で約 3 億 5,400 万円を補助しております。約 1,123 基が設置されています。補助金交付は、例年、大体 12 月ぐらいに申し込みを終了させていただいています。これについては、補助申請から、現場を確認、検査をして補助金の支払いまでを年度内に済ませるということにおいて、早目に締め切らせていただいています。

下水道整備の見直しは、那珂市の公共下水道事業整備計画で行っており、その各種検討のデータをもとに今年度までの期間で行っています。

道路整備などについて：

那珂市の生活道路、全体像を把握したい-----

その前の打ち合わせも含めて、3 月議会一般質問では、基本的なことを数点聞きました。一つは全体像、那珂市全体で道路がどのように分布しているかというイメージできる図なりデータがあるのか、市で整備する道路のランク分けはどうなっているのか等です。

市の説明： -----

市が管理している道路の総延長は約 1,150km。

幹線一級市道(都市計画道路や主要な集落間を連絡する道路)：約 84km

その成果をみて、全体計画の見直しを平成 28 年度下水道審議会に諮る予定となっています。

排水路関係と地質データについては、下水道課としては地質データを一括して管理してはいませんが、下水道に関係するところにおいてのみ、そちらの計画とか実施設計のために地質調査を行っており、それらのデータは保有しています。ボーリング調査等による地質あるいは地層の構成とか地下水位等に関するものが明記されています。県内のデータの一部はジオ・ステーションというサイトで公開されているものもございます。

排水路についてのデータは持っていません。

花島はこう考えます： 過去 10 年間の下水道建設の効率は、利用者一人当たり約 134 万円になります。一方、合併浄化槽の補助は、1 件当たり平均約 30 万円です。広域下水道は非常に投資効率が悪いことがわかります。また、将来、以前に建設した下水道の補修などにも費用が掛かってくることが予想されます。市の財政には、かぎりがあり、限られた財政を有効に使うためにも、見直すべき時に来ていると考えます。

幹線 2 級市道(集落間を連絡する道路)：約 47km

一般市道(集落間の道路)：約 119km

帳簿で管理しており、個々の道路の図はあるが、市の全体像を一望する図は作っていない。

花島はこう考えます： 人口や住宅などの分布と照らし合わせて道路の配置状況が一望できれば、市内でどのあたりの道路整備が進んでいるか/遅れているかなどが推測できます。それが無いのは、残念です。また、良い道路を作るためには

排水が必要ですし、生活全般にも排水は重要ですが、市内の排水路についても、全体像を把握している様子がありません。 すぐにではなくとも改善してほしいところです。

生活道路の整備基準

呼び方	幅員	路盤構成など
市道整備基準	5.5m	舗装 5cm を含め路盤厚 55cm、両側側溝(流末排水が必要)
狭隘道路	主に 4m、 5.5m 未満	舗装 5cm を含め路盤厚 55cm、片側側溝(流末排水が必要)
現道舗装、暫定舗装	2.5m 以上	舗装 5cm を含め路盤厚 25cm

<狭い踏切、何とかならない？>

道路に関して、危ない踏切に対する要望が市民から出ています。 前後の道路に対して、踏切の部分が狭くなっているところがあり、何とかしてほしいという要望です。 典型が、上菅谷駅すぐ南の踏切です。 これについては、那珂市としては何とかしたいと考えても、JR 東日本の姿勢が障害になっているそうです。 JR に踏切の改良を持ちかけると、他の踏切の閉鎖を求められるとのことです。 踏切の改善は、那珂市執行部に要

求すること以外の方策も考えるべきかもしれません。

産業建設常任委員会には、道路建設の状況報告がありました。 道路の建設は、市民の要望が多いものの、限られた財政もあり、ゆっくりとしか進んでいません。 要望が出されてから市の計画として位置づけられ、出来上がるまでに 5 年にかかるのが現状とのことです。

育児・教育関連：

小中学校の教室環境は？ 経済力による教育機会の差を少なくしたい----

3 月議会では、

①小中学校の学校教室環境：室温などのデータ。、②18 歳までの医療費無料化を行いたいがどうか、③保育料の引き下げ、特に多子世帯の負担軽減策拡大の現状は、④市の奨学金の現状を聞きました。

市の答弁：

小中学校の教室環境について：

養護教諭が、毎日、校舎内の温度を測定しています。また、担任教諭や児童・生徒が教室の温度を測定しています。 学校薬剤師により教室の照度測定を行ったり、カーペット敷

きの教室についてはダニ検査を実施しています。その結果、照度不足等、測定結果が適正でない場合には、学校薬剤師の指導を受けながら随時対応して環境の維持に努めています。

奨学金について：

那珂市にでは、那珂市奨学資金貸与制度を設けてあり、高校進学に際し経済的に困窮している方に授業料相当額の奨学資金の貸し付けを実施してましたが、国による高校授業料無償化の実施に伴い休止をしています。

また、平成26年度から県において低所得世帯を対象とした「高等学校等奨学のための給付金制度」が始まり、授業料以外の教育に必要な

な経費について給付されるようになりましたので、那珂市独自の給付制の奨学資金制度の創設については現在考えていません。

保育料など：

多子世帯の保育料の負担軽減については、現在、小学校就学前の範囲内に子供 2 人以上いる場合、第 2 子は半額、第 3 子は無料という制度となっていますが、新年度から、市独自の制度として、その対象者範囲である第 1 子を小学 3 年生まで拡大する軽減策を予定しています。

また、国においても、この多子世帯の保育料軽減については、今年度から、年収 360 万未満の世帯については多子世帯軽減の年齢上限を撤廃するという改正が予定されています。国等においても、多子世帯の保育料軽減については、一部の所得階層ではありますが、新たな支援取り組みも開始されますので、こうした動向も今後は注視してまいりたいと考えています。

確かに保育料については、年齢枠の撤廃が多子世帯の負担軽減につながるものと考えますが、新年度予算の新規施策でございますので、現時点ではすぐに年齢制限を撤廃することは難しいということでお答えをしたいと思います。

花島はこう考えます： 育児・教育の経済負担を軽減する政策は、少しずつでも前進するのはありがたいですが、誰でも受けておきたい高校までの

教育の他に、意欲と能力のあるものには、だれでも大学レベルの教育まで、受けられるようにしたいと考えます。これは本来、国がなすべきことですが、地方自治体として何ができるかも模索したいと考えます。

6 月議会では、低所得者対象の就学援助費補助金に関して聞きました。

新学年を始める準備の時の 3 月に支給できないか？ また那珂市のホームページで、どのような援助制度があるか、分かりにくいところがあるので、改善を求めました。

市の答弁：

就学援助費補助金については、毎年 5 月 20 日ごろまでに学校を経由して教育委員会に申請をしていただいています。その後、児童扶養手当の認定の有無や課税、所得状況の確認などの審査を経て、6 月下旬に認定の決定をしています。認定に際して、課税額及び所得状況を確認する必要があります。これらの状況が確認できる時期が 6 月になってしまうので、(3 月にはむり) 7 月の開始となっています。

これとは別に、生活保護の世帯には、要保護世帯ということで、3 月段階で新入学にかかわる経費が支給されます。認定の時期が 6 月になるのは、要保護に準ずる準要保護の方です。

国民健康保険税について：

1 世帯当たり 1 万円の減額はできないか？-----

国民健康保険税、一世帯当たり 1 万円程度の減額を要求しました。

市の答弁：

国保税は、平成 20 年度に現在の税率を設定

して今日まで据え置いています。また、所得の低い方に対しては税の軽減措置により対応しています。財政的に、税収の減少傾向が続いている中、一方、給付は、医療技術の高度化や加入者の高齢化等により年々増加傾向に

あります。この状況の中で、国保税の減額は大変厳しく、難しいと考えています。

那珂市高齢者保健福祉計画について：

市直営の包括支援センターの設置は？-----

那珂市の高齢者保健福祉計画について、平成27年に木村静枝議員が市直営の包括支援センターの設置を検討することを求めていました、それがどうなっているかを聞きました。

市の答弁：

市直営の包括支援センターを設置ということについて、現在、要介護認定者数、認知症高齢者なども増加している中、地域包括センターの役割はますます重要になってくると考えています。このような中、現在、3法人に委託しております那珂市の地域包括支援センターは、高齢者の日常生活におけるさまざまな相談の受け皿としての総合窓口機能を担っており、市が指導・監督を行っています。また、高齢者や介護関係施設、ケアマネジャー

といった関係者、関係機関にもこれらの部分が周知されてきていると考えています。

一方、高齢者福祉施策を取り巻く環境は、介護保険制度の改正により、平成29年度から平成30年度にかけて、総合事業への移行、在宅医療・介護の連携、また認知症対策の推進といった新たな取り組みが控えており、現在、準備を進めています。このような状況から、議員ご提案の市直営での地域包括支援センターの設置については現在のところ考えていません。しかしながら、将来的には、介護保険制度のさらなる改正などにより地域包括支援センターの役割が大きく変ることもあり得ますので、その際には直営での設置も選択肢の一つとして検討したいと考えています。

市の職員の処遇について：

非正規雇用の職員の処遇改善を！-----

3月議会では、特に臨時職員の処遇改善を求めました。那珂市は、職員の中の非正規職員の割合が大きく、市の仕事を円滑に進めるためにも非正規職員の処遇が重要です。我が国には、同一労働-同一賃金という原則がありますが、実際は掛け声だけになっています。社会全体でも、非正規雇用の労働者の割合が増え、貧富の差がおおきくなり、社会問題にもなっています。市政で、できることをしていきたいと考えます。まずは、市の非正規職員の処遇改善をはかるべきと考え、実態を質問し、処遇の改善も求めました。

市の答弁：

非正規職員の雇用の現状、現在、嘱託員と

して約70名、嘱託員とは、図書館司書とか消費生活指導員など、特別な資格や専門知識を必要とする雇用です。また、臨時職員につきましては市役所全体で319名います。臨時職員では、一般的な事務の補助的な業務、それとか保育所、学童保育所、小・中学校の講師、給食配膳員、調理員などの業務で雇用をしいます。勤務時間については、週5日、1日7時間45分を基本としており、給食配膳員の1日数時間、保育一時預かりなどのように必要なときに数時間など、さまざまな勤務形態となっています。

賃金は、職種により区分されており、基本

的な一般事務の時給は800円、調理員は900円、保育士、幼稚園教諭につきましては1,000円などとなっています。

賃金については、県の最低賃金、それと近隣市町村の動向を勘案して見直しを行っております。現在の賃金につきましては、平成27年4月1日に改定をして引き上げたものです。

花島はこう考えます：6月議会では、臨時職員の処遇見直しは、毎年行うべきと要求しました。

市の回答では、毎年見直ししてはいるが、結果として2年に一回改定になっているとのことです。正規職員の処遇は、毎年、国家公務員の処遇見直しごとに行われており、一方、処遇が悪く、少しの賃金差でも重みが大い臨時職の処遇改定が実質的に2年ごとというのは、バランスを欠き妥当と言えません。そもそも、もっと改善しなければならぬものです。機会をとらえて、積極的に改善すべきと考えます。

額田地区にかかわる新規計画について：

額田地区の新規事業は？-----

3月議会では、額田地区で計画されている28年度の新規事業について概要を聞きました。

市の説明：

①額田地区の地籍再調査：

本市の地籍事業は、昭和30年度に地籍調査事業に着手し、昭和48年度までに市全地区の調査が完了しました。法務局に登録した地図と現地の現状との違いが多く見られ、土地利用においても支障を来す事態となっています。そういう観点から、平成3年度から芳野地区、平成13年度、戸多地区、平成18年度、木崎地区と再調査事業を実施しています。平成28年度からは額田地区を再調査します。

額田地区を9つのブロックに分けて実施する計画としております。初年度として28年度は、旧国道349号線より西側の額田北郷地区から実施する計画で、順次、ブロックごとに調査を実施していく計画です。

②額田コミュニティ広場の整備事業：

地元からの要望があり、地元で額田地区コ

ミュニティ広場検討委員会、地元の方が16名、市民協働課で3名で、検討を重ねた結果、場所は額田幼稚園跡地と決定しました。具体的な整備は、今後、検討委員会で協議し、平成28年度には用地測量と一部土地を購入し、平成29年度に整備する予定です。

③額田城跡整備事業：

額田城跡は、平成10年6月に町指定の文化財に指定されています。そして、平成12年には、城郭の範囲を把握して今後の整備保存・活用の基礎資料とするために、額田城跡確認調査を実施しています。平成23年度には、平成24年から29年までの5年間を期間とした、額田城跡保存管理計画を策定し、現在まで整備を進めています。

平成28年度は、例年の除草、枝打ちなどの外に、見学者や保存会の方々の駐車場の整備を考えています。また、平成29年度から平成33年度までの第2期の保存管理計画を策定して、計画的に整備を進めていく予定です。

常設の住民投票条例について：

再提案等を考えていますか -----

3月議会で、先の12月議会で市が提案し、議会でわずかの差で否決された住民投票条例について聞きました。

Q.直接住民に聞く住民投票制度というのはいいものだと思っています。しかし前回の議会での経緯では、検討委員会ではともかくも、市民や議員の間では十分考える時間がなかったのではないかというのが一つ。また、住民が直接請求する場合に有権者の5分の1以上の署名が必要という制約が、厳しすぎると感じます。10分の1くらいにすることが妥当と思っています。この論点がありますが、進めていただきたいと思います。

市長の答弁：

大変いい制度だと思って提案しましたが、残念ながら理解を得られませんでした。市民

請求の場合の要件として有権者の5分の1以上の署名とすることについては、那珂市住民投票条例検討委員会の中で、地方自治法の直接請求の要件や外の市町村の事例などを慎重に検討し、最終的に5分の1とされました。厳しいというご意見ですが、議会にかけなくても住民投票を実施できるという内容のものでありますから、ちょっとハードルの高いものにした経緯があります。市長としては、これらの経緯、検討委員会の提言を尊重しました。

前回、議会で否決されたことを真摯に受けとめています。今後、市民の方、それから議会の皆様のご理解をいただけるよう努力していきたいと考えています。再提案については、慎重にその時期を検討します。

平和事業について：

戦争の悲惨を知らせるのは賛成。戦争では加害者にもなることも知らせて欲しい

市長の施政方針の中で平和事業として原爆パネル展を開催するとしていることに、3月議会で賛意を述べ、また戦争の被害の側面だけでなく、加害の側面を考える企画もお願いしたいと述べました。

市の答弁：

世界の長い歴史の中で、戦争は非常に何度も繰り返され、今も戦争状態にある地域が存在し、テロや暴力行為なども多発しています。戦争は、互いが被害者であり加害者であるという人類にとりまして悲惨であり、とても不幸な出来事であり、決して起こしてはならないものと考えています。

市としては、過去の悲惨な歴史に学び、平和のとうとさを再認識し、二度と戦争を起こさないためにも、特に子供たちへの学習機会

の提供は非常に重要であると考えており、広島や沖縄にある平和記念施設から資料をお借りして、例年、図書館などにおいてパネル展を実施しています。昨年は、戦後70周年でしたので、戦争体験者の方にお話をいただくなど、平和事業について拡充して実施しました。

また、本市は、平成2年に核兵器廃絶・平和のまち宣言を行いました。さらには、広島市長が会長を務めます平和首長会議に平成9年8月に加盟して、核兵器の廃絶を実現させるとともに、世界の恒久平和の実現に向け、日本をはじめ世界の各都市と連携をしています。戦争は、未来永劫、決して起こしてはならないと考えています。

今後、継続して戦争と平和について考える機会の提供に取り組みたいと考えます。

日本原電、東海第2原子力発電所の運転再開等に関して：

原発の重大事故に対しての実効性のある避難計画は、作れないと宣言すべきでは-----

6月議会の一般質問で、日本原電と周辺自治体との安全協定の見直しの現状また原子力事故に対する広域避難計画について聞きました。安全協定見直しの最重要課題は、これまで原発の設置自治体である茨城県と東海村だけが運転を止めることができるものを、そのほかの周辺自治体にも同等の権利を付けることです。

広域避難計画については、そもそも大規模な事故に対して、実効性のある避難計画が作れないことをみとめ、地震などによる運転中の原発の突発事故に対しては、実効性のある避難計画は作れないと宣言すべきではないかと問いました。

市の答弁(市長)：

安全協定の見直し：

周辺自治体5市1村で構成される原子力所在地域首長懇談会では、日本原子力発電所に対して原子力安全協定の範囲、権限拡大を求めています。1年近く開かれていなかったんですけども、7月にも会議が行われる予定です。権限拡大については、今のところ原電の意向も確認できていない現状ですが、事故のリスク負担は所在地である東海村と全く同じ、あるいはそれ以上かもしれないと考えますので、構成自治体5市1村で力を合せ、権限拡大に努めていきます。

避難計画について：

東海第二原発が再稼働するかどうかにかかわらず、原子力事故のリスク、これは電源喪失による核燃料の冷却の停止等がありますが、そういったことがある以上、避難計画は策定しなければならぬと思っています。上位計画である

茨城県広域避難計画を基本に、まずは原子力施設の単独事故を想定して作業を進めています。

しかしながら、地震などの複合災害により、当初計画していた避難ルートが使用できない場合の迂回路の選定や、避難先としている筑西市や桜川市も被災していることも想定しながら、最大の使命である市民の生命を守るために、今後もしたらいいかということを検討を重ねていくことが必要と考えています。

花島はこう考えます： 今の科学や技術では、地震が起きることを止められないし、いつ起きるかを事前に知ることもできません。

しかし、原発を運転する/しないは、社会が選択できます。運転していない原発にもリスクはありますが、運転している原発、あるいは運転から停止したばかりの原発と、運転を停止して何年もたった原発では、危険の度合いが全く違います。避難計画は、リスクの性質と合わせて考える必要があります。

ちなみに、安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素による内部被ばくに対するものであって、放射能事故一般に有効なわけではありません。臨界事故や、運転中あるいは停止してあまり月日経っていない原発の放射能放出事故に有効なだけです。現在、花島は、那珂市内全般へのヨウ素剤配布を要求してはいませんが、東海第2原発の運転再開が決まれば、強く要求するつもりです。

東海第2原発は、那珂市の直近にあるだけでなく、30km圏内に約100万人の人がおり、さらにその外側に首都圏があります。周辺自治体の住民の問題だけでなく、わが国の安全の問題です。

環太平洋連携協力協定(TPP)について：

TPPには反対です。国会に批准をしないことを求める請願を支持しました---

3月議会に、TPPについて、国会で拙速な批准をしないように求める請願が出されていました。

花島は、本会議で、産業建設委員会及び本会議で、請願を支持する発言をし、請願に賛成しました。しかし、他の議員全員が反対し、TPPを批准しないことを求める請願は採択されませんでした。

本会議での花島の意見陳述：

TPPにはプラスの面もたくさんあります。関税の撤廃によって国際間の取引等が活性化される、国内の産業においては輸出等が促進されるということも考えられます。ですが、いいことばかりではなくてマイナス面があります。国内の産業で守るべき、特に農業、それに関して非常に打撃的なマイナス要因があるんじゃないかと私は考えています。TPPには関税の見直し等の条項がありますので、導入時点でそれほどの打撃ではなくても、その後次々と大きなダメージになり、農業にマイナスになると。それは単に農業に従事している方の経済の問題だけでなく、

日本の農業が衰退するということは食料自給率とか国の安全問題にもかかわることだと考えています。また、食品等の遺伝子組み換え、あるいは残留農薬等、これは日本では結構厳しいものがあるんですが、外国ではそうではないものが多いので、そういうものが無限定に日本に持って来られるということもあります。

このような規制は、農業だけが今注目されていますが、そのほか保険の自由化とか、それから、産業物の中でもいろんな危険物を何を危険物とするかという認識が国の違いによってありまして、TPPというのはそういうものを撤廃してしまうおそれがあり、我が国独自の考えで独自の規制をするということが脅かされる。極端なことを言えば国の独立性が脅かされると思っています。

以上の理由をもちましてTPPに反対でして、請願が言うTPPを国会で批准しないことを求めるということに賛成いたします。

** 定住自立圏形成に関する那珂市-水戸市間の協定について **

総務省の定住自立圏構想には反対だが、協定には賛成しました-----

地域定住自立圏という考えは、総務省が全国的に進めようとしている政策で、首都圏などに人口、諸機能が密集し、地方が空洞化することに対する政策として進められています。

大きな目的は良いとしても、その対策の中身が問題です。総務省の構想では、首都圏などに人口が移動することを抑制するために、地方地方の中心都市を堰にしようとするものです。そのために、国が定住自立圏の中核になる都市に投資もするという構想です。それは、地方にミニ東京を作るかの政策です。求められるのは、ミニ東

京ではなく、経済活動・文化活動そして生活が、地方においてもさほど不自由なくできるようにすることです。集中発想の総務省構想は、周辺地域の衰退につながるもので賛成できません。しかし、公共交通の整備をはじめ、近隣の自治体同士が協力連携することは必要であり、歓迎されることです。

6月議会に表記の協定の承認が求められました。花島は、本会議の質疑で、以上の考えを述べ、市長の考えを聞きました。市長は、「懸念される部分は注意しながら良い面は生かしていきたい」と

の答弁でした。総務省の構想や水戸市の中心都市宣言には問題がありますが、協定の文章そのも

のは特に問題とすべきところがなかったので、花島は反対せず、賛成しました。

周辺地域の活性化、分散型居住の推進と「区域指定」:

周辺地域の活性化策、産業構造は変化している。土地利用規制の見直しが必要-----

花島は、1995年に額田地区に住宅を建て、移り住みました。住宅が密でなく、周辺に緑の多い環境を好み、那珂市の額田に来ました。人や諸施設が集中している市街地は、便利であり、それを好む人は多いですが、市街地を離れた周辺地域も、精神的に豊かなものもあり、それを好む人もいます。私の出身は横浜市で、那珂市に移住した時の職場は東海村の原子力研究所です。那珂市出身でもなく、農業者でもありませんが、当時は既存宅地というもので、市街化調整区域にも住宅を建てられました。しかし、現在の制度では、周辺地域の市街化調整区域には、住宅を建て、よそから移り住むことは難しくなっています。

今那珂市では、周辺地域の人口減少、特に子育て世代の減少が進んでいます。それは、日本社会の高齢化だけから来るのではなく、利便性などからの都市部への集中傾向も要因になっていると考えます。また、昔に比べ、産業全体の中での農業の重みがへり、これまでよりも多くの人々が、職を求めて遠くへ移住するようになっています。これまでの土地利用規制の考え方を続けて行けば、周辺地域の人口減少はさらに進むでしょう。

市街化調整区域であっても、指定された区域であれば、その土地の出身者あるいは農業者でなくとも、住宅を建設できる制度があります。「区域指定」と呼ばれていますが、これは市町村の申し出により、県が認めてその区域が指定されます。これまで、那珂市はこの制度を利用していませんでしたが、いま実施のための検討が進んでいます。

3月議会では、「2017年4月から実施したい」との答弁がなされ、また、産業建設委員会にも検討中の案が示されています。現在の執行部の提

案は、市街化区域の周辺1kmの範囲を対象とする第11号指定は行わずに、そのほかの既存集落地域を対象とする12号指定を行うものです。区域指定する区域の選択は、過度のインフラ整備を必要とせず、50戸程度以上の住宅地が50m以内の間隔で連なっている区域を指定するというものです。優良な農業用地もどかれます。産業建設委員会では、委員から様々な意見が出されました。

◇市街化区域周辺の11号指定を行わないのは、いかがなものか。

◇区域指定の基準を作り、それに沿って区域指定案を作るのは、良いが、できてきた区域の様子をみて、基準を見直すこともあるつもりで進めるべき。

等です。

花島はこう考えます：分散型居住の推進・周辺地域の活性化のために、市街化調整区域での住宅建設規制を緩和する政策は、重要です。この「区域指定」の問題は、どういう制約のもとに実施するのが大事で、緩め過ぎると妙なところに住宅密集地ができ、一方で、きつ過ぎると当然住んでいいような場所に人が住みつかないということが起きます。下水道・排水処理や道路のことを含め、全体的に考えた計画が必要と考えます。

11号、12号とは

都市計画法第34条の中の号番号を言っています。12号は、市街地離れた既存集落に関するもの。

11号は、市街化区域の周辺概ね1kmの範囲に

について述べています。那珂市が、これを区域指定の対象としない理由は、「市街化区域の利用率が十分高くない現状で 11 号指定をおこなうと、ドーナツのように中心市街地が空洞化し、その周

辺の方が多く市街化してしまう現象が起き、都市運営の効率が悪くなる恐れがあるから」としています。

そのほかの活動：

東海第 2 原発、ヒアリング：

原子力圧力容器鋼材の中性子脆化問題について

日本原電に原発の難しさに対応できる能力があるのか疑問-----

6 月 2 日、日本共産党の県会議員（山中たい子、江尻加那、上野高志）3 名、同じく東海村の村会議員（大名美恵子）そして、花島進の 5 名で、原発の鋼材の中性子照射脆化について聞きに行きました。

原発では、炉の材料の中性子線の照射による劣化をモニターするため、試験片を入れてあります。その現状とこれまでの試験結果について聞きました。鋼材は、低温では硬くもろくなります。鋼材の温度を、高いところから下げて行ったときに、急にもろくなる温度があり、脆性遷移温度と言います。中性子線の照射を受けると、その脆性遷移温度が徐々に高くなり、比較的高い温度でももろくなります。この温度が、緊急時も含めて原子炉材料に大きな力がかかる温度の範囲に入ってくると、粘らずにぱっくり割れる危険があるので、照射脆化がどれくらい進むか警戒しなければなりません。これを見るため、炉の中に試験片を入れておき、取り出して検査します。検査では、試験片を割ってしまうため、初めから、試験回数に見合った数を入れておくのですが、運転が当初の予定よりも長い期間になると、足りなくなってしまう。日本原電では、足りなくなる分は、すでに試験に使ったものを再利用するとのことでした。

日本原電は、ホームページで、試験片監視結果を報告しています。そのなかで、これまで、脆化が中性子の照射量に比例すると思われていたところのものが、中性子照射の積算量だけでなく時間的な経緯も関係あるのではと推測されるデータがあり、その点を質問しました。ところが原電の技術者は、「機械学会の基準で判断していて大丈夫」とか言わず、当方の疑問にまともに対応できませんでした。学会の基準はあっても、目の前のデータを見て、論理的な思考ができない人には、原子力のような施設を扱ってほしくないと感じました。

原子力の世界には、学会も含めてみんなで間違った歴史があります。典型は応力腐食割れ問題です。原子力開発の早い時期に問題が浮上し、その後「解決済み」とされました。ところが、月日が経ち原発の運転経験を積んだら、対策を行ったはずの原子炉でひび割れが多数発見されました。月日の経過を模擬する加速試験の結果などで解決したと考えても、模擬が正しく模擬していたのかどうかは、実際の月日がたたないと分からない部分があります。そういう警戒心がないことは困ったものです。

廃液漏れの問題についてヒアリング：

通報遅れと泡だけが問題なのではないぞ-----

6 月 2 日、ちょうど私たちが圧力容器材料の中
性子照射脆化の問題のヒアリングに訪問してい

る時、東海第 2 原発で廃液漏れが見つかっていま
した。この廃液漏れについて、日本原電は 7 月

28 日づけで、原子力規制委員会に報告書を提出しています。私たちは、その報告書を検討したうえで、8 月 18 日に疑問点などを聞きに行きました。聞き取りに行ったのは、6 月 2 日と同じ 5 名です。

日本原電の報告書では、濃縮廃液の貯蔵タンクのひとつから空気抜きを伝って廃液が漏れたと分析しています。それは、貯蔵中の濃縮廃液を攪拌するために送っている圧縮空気の抜け口なのですが、原因未詳の界面活性剤の混入により泡立ちが起き、空気抜きを伝って抜け出したとしています。空気抜きには、外部へ排気する前に湿気を取り除く装置があり、そこでとらえた湿気は、ある配管に流れるはずだったのですが、泡と一緒に固形分も流れたため、その配管がつまり、床などに漏れたとしています。日本原電は、「泡」と言っていますが、いくら泡がまじっているように、1 日で液状で 700 リットルくらい流失したものを、「泡、泡」という神経が理解できません。

報告書を見ると、

- a) **そもそも、貯槽の液位を測るシステムがしっかりしていなかったこと、**
- b) **オーバーフロー等の補助的な配管の管理が**

ずさんだったことが読めます。

日本原電は、それをはっきり認識して、改善をはかる姿勢ではなく、界面活性剤の混入という、わずかなミスだけで漏えいを説明して、終わりにしようとしており、問題に感じました。事故などが起きたときは、直接的な原因を考えるだけではなく、その調査の中で、目についた施設の問題も理解して、改善をはかるべきです。日本原電はその姿勢が欠けていると考えます。

建設してから年数がたった施設は、10 年や 20 年の施設では想像しにくいトラブルが起これるものです。日本原電は、東海第 2 原発を、40 年を超えて、建設から 60 年まで運転するつもりでいます。今の姿勢で、原発の運転期間の延長を考えないでもらいたいです。

今回の事故は、自治体への通報が遅れたことも、批判されます。素早い通報は、事故時の避難やその準備に必要です。今回の漏えいは、放射能が建屋の外には出ず、周辺環境に影響を及ぼすものではありませんでしたが、「何が起きているのかわかっていない時点でも、素早く通報する」という原則に合わないもので、批判されました。日本原電は、通報遅れについては改善すると言っています。

那珂市の指定ごみ袋について：

厚さは同じでも、東海村の物よりも弱いし、袋から出しにくい-----

「那珂市のごみ袋は破れやすい」、これは多くの人が感じているところです。6 月議会の一般質問で、木野議員が、この問題を取り上げました。「市民の方より那珂市のごみ袋は薄くて破れやすいという話をよく聞きます」との問いに、市は「厚さは、0.03 mm で周辺自治体と変わらない」と答えていました。ごみ袋の件は、花島も近いうちに取り上げようと考えていたところで、市が言う「厚さが同じ」という説明だけでは、素直になづけませんでした。実際に東海村の指定ごみ袋を入手し、

確かめました。測ると、市が言うように厚さは共に約 0.03 mm です。しかし、引っ張ってみると強さは明らかに違います。これは、手触りの違いだけではありません。市の担当課に、強度が違うことを指摘しました。また 10 枚パックから一枚を取り出す時に取り出しにくいことも指摘しました。

担当課は、理解したようですので、近い将来改善されることを期待しています。